

かんぽ生命保険の団体取扱い手続ガイド

◆ 団体扱いを希望される方は、「希望申込書（様式1）」にて互助組合あて書類を請求してください。
 （「希望申込書（様式1）」は互助組合のホームページからもダウンロードできます。）

【団体扱い開始の手続】

既存契約を団体扱い（月払）に移行する手続は以下の通りです。

保険料の払込方法（月払か前納か、口座振替か窓口払いか等）によって手続の流れが異なりますのでご確認ください。

必要な手続は、①団体払込加入確認書の提出と、②事前に給与控除開始前月までの保険料を前倒して郵便局に払込むの2点です。

※ 口座月払の場合は表面、前納払の場合は裏面を参照してください。

○ 保険料を口座月払いしている場合（N月から給与控除を開始するケース）

期限	既存契約の団体加入フロー	
(N-3) 月	<p>20日(休日の場合は、前営業日)までに、互助組合に「団体扱い希望申込書(様式1)」をファックスで送付</p> <p>互助組合から申請書類※を受領 (※「団体払込加入確認書」・「保険料前納手続委任状」)</p> <p>★ 申請書類を作成して、末日(休日の場合は、前営業日)までに互助組合に提出</p>	<p>〔例〕</p> <p>(7月)</p> <p>提出(申込)</p>
(N-2) 月	<p>《委任を受けて互助組合が手続》 振替月数を2ヶ月に変更</p> <p>2ヶ月分口座振替 [27日]</p>	<p>(8月)</p> <p>8・9月分 口座振替</p>
(N-1) 月	<p>保険料の払込(振替)はありません</p>	<p>(9月)</p> <p>払込なし</p>
N月	<p>給与控除開始(給与支給日)</p>	<p>(10月)</p> <p>控除開始</p>

★ 申請書類提出（申込）月の3か月後から、保険料の給与控除が開始されます。

○ 保険料を前納払いしている場合

既に払込された翌月（次回の払込予定月）から給与控除を開始することができます。給与控除開始月の6か月前から2か月前の末日（休日の場合は、前営業日）までに、「団体払込加入確認書」を互助組合に提出してください。

【留意点】

前納払いの場合、「委任状」の提出は不要ですので、「確認書」の提出期限は、2か月前の末日となります。

半年以上先の団体加入は受け付けられません。

（例）

27年12月に1年分（27年12月分～28年11月分）を前納払い

⇒ 次回の保険料のお支払いは28年12月分なので、

28年6月1日～28年10月31日に提出してください。

【ご注意】

保険契約の解約について

給与控除中に保険契約を解約されますと、給与控除の停止が間に合わないことがあります。余分に給与控除された保険料は後日口座に返金されるか、郵便局にて返金の手続きを行う必要があります。

【問い合わせ先】

<申込手続き方法について>

一般財団法人 長崎県教職員互助組合

〒850-8566 長崎市江戸町2-13 長崎県教育庁福利厚生室内 担当：千治松（ちぢまつ）

TEL：095-824-4721 FAX：095-825-4792

<契約内容の照会や新規契約申込みのご相談等>

（団体受持局所）長崎中央郵便局

TEL：095-822-9580

<かんぼ生命の団体取扱い全般（申込手続き方法含む）について>

株式会社かんぼ生命保険お客さま相談窓口

外線：03-6402-6536

※土日休日および12/31～1/3はご利用いただけません。

E-Mail:kampo.dantai.info1.ii@jp-life.jp

※E-MAILの場合、件名に「長崎県教職員団体取扱い照会」とご記入ください。